

無期刑受刑者の仮釈放に係る勉強会報告書

本勉強会は、平成20年8月に、保岡興治法務大臣（当時）から、無期刑受刑者に係る仮釈放の運用が透明性を持ち、国民に分かりやすい制度となるよう検討し、その成果を報告するよう指示があったことを受けて立ち上げられたものであり、以後、森英介法務大臣の下、保護局を中心に、刑事局、矯正局及び秘書課も加わった課長級職員により、合計7回にわたり会合を開催し、無期刑の執行状況や無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況等を調査するなどして検討を重ねてきた。

以下、その検討結果を報告する。

第1 無期刑及び仮釈放制度の概要

無期刑とは、刑期が終身にわたるもの、すなわち、受刑者が死亡するまでその刑を科するというものである。つまり、仮釈放が許されなければ、死亡するまで刑務所等の刑事施設で刑の執行を受けるものであり、仮釈放が許されたとしても、一生保護観察に付されるものであって、結局、無期刑を言い渡された者については、恩赦がなされない限り、生涯にわたり国の監督下に置かれることになる。

刑法第28条^{註1}によれば、このような無期刑受刑者について仮釈放が許されるためには、刑の執行開始後10年が経過することと、当該受刑者に「改悛の状」があることの2つの要件を満たすことが必要とされている。

どのような場合に「改悛の状」があると言えるのかについては、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（以下「社会内処遇規則」という。）第28条に基準があり、具体的には、「（仮釈放を許す処分は、）悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」と定められている。

なお、「悔悟の情」や「改善更生の意欲」、「再び犯罪をするおそれ」、「保護観察に付することが改善更生のために相当」、「社会の感情」については、それぞれ、次のような事項を考慮して判断すべき旨が通達により定められている。

例えば、「悔悟の情」については、受刑者自身の発言や文章のみで判断しないこととされており、「改善更生の意欲」については、被害者等に対する慰謝の措置の有無やその内容、その措置の計画や準備の有無、刑事施設における処遇への取組の状況、反則行為等の有無や内容、その他の刑事施設での生活態度、釈放後の生活の計画の有無や内容などから判断することとされている。また、「再

び犯罪をするおそれ」は、性格や年齢、犯罪の罪質や動機、態様、社会に与えた影響、釈放後の生活環境などから判断することとされ、「保護観察に付することが改善更生のために相当」については、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがないと認められる者について、総合的かつ最終的に相当であるかどうかを判断することとされている。そして、「社会の感情」については、被害者等の感情、収容期間、検察官等から表明されている意見などから、判断することとされている。

仮釈放を許すか否かを判断するのは、全国8か所にある地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）^{注2}であり、刑事施設の長からの申出又は自らの判断に基づいて審理を開始し（更生保護法第34条第1項、第35条第1項）、地方委員会の委員が直接受刑者と面接するほか（同法第37条第1項）、必要に応じて被害者やその遺族、検察官等にも意見を聞くなどした上で（同法第38条第1項、社会内処遇規則第22条、第10条）、3人の委員の合議により（同法第23条第1項）、個々の受刑者について上記の基準に該当するかどうかを判断している。

第2 無期刑受刑者の仮釈放の運用に関する理解

本勉強会においては、無期刑受刑者の仮釈放の運用に関して、国民の間でどのように理解されているかを把握するため、マスコミ報道、インターネットサイトにおけるブログや掲示板の書き込み等を確認したところ、一部で「無期刑受刑者は、受刑後10年又は十数年が経過すれば、仮釈放が許されて自由になる。」などという理解がされていたところである。

第3 無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況

本勉強会においては、以下のとおり、過去10年間における無期刑の執行状況を確認するとともに、無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況を調査した。

1 無期刑の執行状況

無期刑の執行状況については、平成10年から平成19年までの間に刑事施設に収容されたことのある無期刑受刑者の動向について、統計及び既存の調査結果を確認・分析したところ、その結果は、別添資料1のとおりであった。

(1) 無期刑受刑者数の推移等

表1-1のとおり、無期刑により新たに刑事施設に収容された者（無期刑新受刑者）は、平成10年及び11年には45人程度であったところ、平成15年には114人、平成18年には136人と大幅に増加している。平成

19年には、89人と減少に転じたものの、それまでの無期刑新受刑者数の急増に伴い、年末時点で刑事施設に在所中の無期刑受刑者（年末在所無期刑者）も、平成10年の968人から平成19年の1,670人へと急増しており、この10年間で約1.7倍となった。

次に、無期刑受刑者の在所期間及び年齢を見ると、表1-2のとおり、平成19年末時点で刑事施設に収容されている無期刑受刑者1,670人のうち、在所期間10年未満の者は947人（56.7%、平均年齢47.9歳）、10年以上の者は723人（43.3%、同59.6歳）であり、後者の中には、在所期間40年以上50年未満の者が13人（0.8%、同71.8歳）、50年以上60年未満の者が5人（0.3%、同74.7歳）いるなど、収容が長期に及ぶ者や高齢者も相当数見られた。

また、平成19年末時点における無期刑受刑者の年齢別在所数は、表1-3のとおりであり、50歳代の受刑者が最も多い。

(2) 無期刑仮釈放者数及び死亡した無期刑受刑者数の推移等

一方、平成10年から平成19年までの間に仮釈放となった無期刑受刑者は、増減を伴いつつもおおむね減少傾向にあり、表1-1のとおり、最も多かった平成10年には18人（うち無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放許可となった者を除いた無期刑新仮釈放者は15人）、最も少なかった平成19年には3人（同1人）であって、この間の無期刑仮釈放者数は、延べ104人（無期刑新仮釈放者は合計79人）であった。

無期刑新仮釈放者の仮釈放時点における平均在所期間は、平成10年に20年10月であったところ、平成15年には23年4月、平成17年には27年2月と長期化しており、平成19年の無期刑新仮釈放者1人については、在所期間が31年10月となっている。^{注3}

また、この10年間に刑事施設内で死亡した無期刑受刑者の数は、合計120人であり、仮釈放となった無期刑受刑者の数を上回っている。

2 無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況

無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況については、平成10年1月から平成19年12月までの間に審理が終結した114件^{注4}について、無期刑受刑者の仮釈放審理に関する記録に基づき、改めて調査を行ったところ^{注5}、その結果は、別添資料2のとおりであった。

このうち、表2-1は、調査対象となった上記114件について、個別事件の審理概要をまとめたものであり^{注6}、表2-2以下は、無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況につき、様々な視点に基づいて、その審理・判断の状況をまとめ

たものである。

(1) 仮釈放審理の件数の推移等

表2-1は、上記のとおり、調査対象114件の個別の仮釈放審理の概要をまとめたものである。

これを見ると、平成10年には29件の仮釈放審理が行われていたが、その後はおおむね減少傾向にあり、過去3年間については、平成17年が4件、平成18年が7件、平成19年が1件であった。

(2) 地方委員会別の審理手続及び審理結果

表2-2は、仮釈放審理手続の状況について、表2-3は、その審理結果について、地方委員会別にまとめたものである。

仮釈放審理手続の状況について見ると、審理月数は、全国平均で7.9月のところ、最長は東北地方委員会の11.0月、次いで関東地方委員会の9.0月であり、最短は近畿地方委員会の5.1月、次いで中部地方委員会の5.3月であった。また、各地方委員会において平成10年から平成19年までの間に仮釈放審理が終結した合計114件のうち、審理対象者との面接を複数の委員により行ったものは5件、被害者感情調査を行ったものは101件、検察官に対して意見を照会したものは95件であった。

次に、仮釈放審理の結果について見ると、仮釈放を許した場合の仮釈放審理時の平均在所期間は、全国平均23.5年のところ、最長は東北地方委員会の28.0年、次いで中部地方委員会の26.7年であり、最短は近畿地方委員会の21.6年、次いで中国地方委員会の21.7年であった。^{注7}

(3) 審理年と審理結果等

表2-4は、審理が終結した年ごとに、仮釈放の審理結果や平均在所期間等を見たものである。

仮釈放が認められた無期刑受刑者の審理終結時における在所期間は、平成10年には22.0年であったが、平成18年には26.6年となっている。

また、審理結果について見ると、平成10年から平成19年までの間に無期刑受刑者に対する仮釈放審理が終結した合計114件のうち、仮釈放が許されたものが74件、許されなかったものが35件、仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどして仮釈放許否の判断がなされないまま審理が終結したもの（同表の「その他」に該当するもの）が5件であった。

また、仮釈放が許された74件については、仮釈放許可決定時における平均在所期間が23.5年であった。^{注8}

(4) 在所期間と審理結果

表2-5は、在所期間5年ごとに審理結果等を見たものである。

仮釈放審理が行われた無期刑受刑者について見ると、在所期間20年以上25年未満で審理が行われた場合が最も多く60件（52.6%）であり、次いで25年以上30年未満が25件（21.9%）、15年以上20年未満が17件（14.9%）の順である。在所期間15年未満で仮釈放審理が行われたのは2件であった。

また、仮釈放が許されたものについて見ると、やはり在所期間20年以上25年未満で行われた場合が最も多く42件（56.8%）であり、在所期間15年以上20年未満で許されたものは9件、在所期間15年未満で許されたものは1件であった。

(5) 仮釈放審理歴と審理結果等

表2-6は、当該仮釈放審理が何回目のものであったのか、その回数（仮釈放審理歴）ごとに審理結果や平均在所期間等を見たものである。

初回の仮釈放審理において仮釈放が許されたものが46件あった一方、初回の仮釈放審理において許可されなかったものが30件あった。また、最も審理歴が多かったものとしては、7回目の審理で仮釈放を許されたものが1件あった。

第4 今後の対応策等

1 情報公開の必要性について

上記第2のとおり、無期刑受刑者の仮釈放の運用に関して、一部で「無期刑受刑者は、受刑後10年又は十数年が経過すれば、仮釈放が許されて自由になる。」などという理解がされていたところである。

しかし、上記第3のとおり、この約10年間の無期刑の執行状況や無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況を見ると、無期刑受刑者の中で、仮釈放が許される者は多くても年間十数人程度であり^{注9}、その際の在所期間も20年以上の者が大半となっているのであって、30年以上経過してようやく仮釈放が認められる者もまれではない^{注10}。加えて、仮釈放が許されずに相当長期間にわたり刑事施設に収容されている者が現に存すること^{注11}、仮釈放が許された者よりも受刑中に死亡する者の方がむしろ多数を占めていること^{注12}等に照らせば、運用の実情としては、無期刑受刑者について、10年又は十数年が経過すれば仮釈放が許されるという状況にはない。

また、仮釈放になっても、保護観察に付されて保護観察所の指導監督の下に置かれるのであり、毎月保護観察官又は保護司と面接して、その求めに応じて生活の実態を申告し、再犯をしたり一定の遵守事項^{注13}に違反した場合には、仮釈放が取り消されて再び刑事施設に収容されることになるのであるから、仮釈

放になっても「自由になる」わけではない。^{注14}

このように、今回の調査の結果を踏まえると、一部に見られる無期刑受刑者の仮釈放の運用に関する理解と現実の運用状況との間には、相当の隔たりがあると認められるところ、かかる隔たりが生じた一因としては、従来、無期刑の執行状況や無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について、国民に対し十分な情報提供がなされておらず、例えば、無期刑仮釈放者の在所期間については、犯罪白書等により公表される一方、仮釈放が許されずに長期間収容されている無期刑受刑者や受刑中に死亡した無期刑受刑者に関する情報については、受刑者の心情の安定や改善更生に配慮して十分に公表されていなかったことにあるのではないかと考えられる。

しかし、国民に対し、可能な限り情報を提供し、制度の運用等について正確な理解を求めることは、行政機関の責務である上、折しも、平成21年5月から裁判員制度が実施され、同制度においては、国民の中から選任された裁判員が重大犯罪について量刑判断をすることとなるのであるから、国民に無期刑の執行状況や無期刑受刑者に係る仮釈放審理の運用状況を示し、その正しい理解を得ることは、裁判員制度を適正に運営していくためにも不可欠の前提となる。

これらの点を踏まえ、今後、無期刑の適切な執行や受刑者・仮釈放者の改善更生を不当に妨げる等の弊害^{注15}が生ずることがないように十分に配慮した上で、国民に対し、より適切に情報を公開していくことが肝要であると考えられ、具体的には、年1回を目途に、別添資料1及び2に掲げる統計情報を国民に分かりやすい形で法務省ホームページに登載するなどして公表し、無期刑の執行及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用の透明化を図る必要があるものと思料する。

2 仮釈放審理の透明性を更に向上させるための方策について

地方委員会の仮釈放審理は、刑事施設の長の申出により開始する場合と地方委員会が自ら調査した結果に基づいて開始する場合（以下、地方委員会が自ら行う仮釈放審理を「申出によらない審理」という。）があるところ、現在の運用においては、申出によらない審理はほとんど実施されておらず、専ら刑事施設の長の申出に基づいて行われているところである。

しかし、個別の無期刑受刑者ごとにそれぞれの具体的事情を検討した上で行われている刑事施設の長の申出によるものとは別に、仮釈放を許すか否かの判断権限を有する地方委員会において、在所期間が一定期間経過した無期刑受刑者につき仮釈放審理を行うこととし、かつ、その判断結果を上記1のとおり公表することとすれば、仮釈放審理の行われる時期やその結果が明らかになるなど、無期刑受刑者に係る仮釈放審理の透明性をより高めることになると考えら

れる。

そこで、無期刑受刑者については、その執行開始後、一定期間が経過した場合には、地方委員会が審理を開始して、その結果を上記1のとおり公表することとし、もって仮釈放の運用の一層の透明性を確保することとしたい（なお、ここにいう一定期間については、現行の運用状況及び有期刑の制度上の最長期間（30年）等を踏まえ、一律30年とすることが適当であると考えられる。^{注16}）。

3 より慎重かつ適正な仮釈放審理を実現するための方策について

現行の仮釈放審理においては、必要に応じて、①地方委員会の複数の委員が仮釈放審理の対象とされた無期刑受刑者と直接面接し、②被害者等の申出に応じて意見等を聴取し、又は被害者等の状況について調査を行い、③検察官から仮釈放の許否に関する意見を聴取しているところであるが、現行制度上、①については、1名の委員が面接を行えば足りるものとされており^{注17}、②については、被害者等からの申出がない限り、必ず行わなければならないものではなく^{注18}、③については、地方委員会の裁量により行われるものであって、平成10年から平成19年までの間に実際にこれらの手続が行われた件数は、上記第3の2の(2)のとおりである。

しかし、①については、複数の委員が無期刑受刑者と面接してじかに心証を得ることで、その者の悔悟の情や改善更生の意欲、再犯のおそれ等の有無について、複眼的な観点からの検討を可能とし、②については、無期刑受刑者の仮釈放に深い関心を持つと思われる被害者等の意見やその状況等を踏まえた判断を行うことで、客観性を持ち、国民からも広く理解を得られる仮釈放審理を実現することができ、③については、公益の代表者としての検察官からの仮釈放の許否に関する意見を聴取することで、より多角的かつ適正な判断を行うことに資するものと認められる。

そこで、無期刑受刑者に係る仮釈放審理においては、無期刑受刑者が重大な罪を犯したことにより、終身刑事施設に収容し得る者であることを考慮し、より慎重かつ適正な手続により行うべきであるとの観点から、今後、特に支障^{注19}のない限り、①複数委員による面接、②被害者等に対する調査及び③検察官に対する意見照会をいずれも行うものとするのが相当であると思料する。

4 その他の対応策について

本勉強会においては、例えば、無期刑受刑者に係る仮釈放審理を行う合議体の在り方等、上記1ないし3以外の対応策についても、様々な観点から検討を行ったが、その具体的方策等につき様々な意見があり得るところ^{注20}、いずれも

慎重な検討を要するものであって、本勉強会において直ちに結論を出すことは困難であり、また、適当でもないと考えられる。

そこで、本勉強会においては、ひとまず、無期刑の執行状況等に関する情報公開を進めてその運用に関する国民の理解の促進を図るとともに、仮釈放の審理手続に関し、おおむね異論がなく速やかに実行できる事項に限定して改善措置を講じることとし、これに対する国民の意見や批判等を踏まえつつ、更に対応すべき問題点がある場合に、改めて対応策を検討すべきものと判断した。

注1 刑法第28条（仮釈放）

「懲役又は禁錮に処せられた者に改換の状があるときは、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放することができる。」

注2 地方委員会は、高等裁判所の管轄区域に対応して、北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（さいたま市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）及び九州（福岡市）に設置されている。

注3 仮釈放となった無期刑受刑者のうち、無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放許可になった者については、当初の仮釈放の時点で10年の最低服役期間が既に経過しており、無期刑新仮釈放者の場合と単純に比較することができないため、表1-1の平均在所期間の算定対象から外した。

注4 ここには、審理及び決定に関する記録の保存期間が経過したため、記録が廃棄されたものは含まれない。

注5 無期刑受刑者に係る仮釈放審理の状況に関する調査においても、無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放審理がなされた者については、仮釈放歴がない者と単純に比較することができないため、調査対象から外した。

注6 表2-1においては、個別事件に関し、審理対象者の氏名、年齢等の個人識別情報を記載した場合はもちろん、犯罪事実の概要や審理における考慮内容等の詳細な情報を記載した場合も、当該審理対象者である無期刑受刑者又は仮釈放者がある程度特定することが可能となり、その結果、刑の執行や保護観察の実施等に支障を生ずるおそれがあることから、詳細な情報の記載を省略した。

注7 東北地方委員会や中部地方委員会が仮釈放審理を行う刑事施設は、主に犯罪傾向の進んだ受刑者（LB指標）を収容する施設であるのに対し、近畿地方委員会や中国地方委員会が仮釈放審理を行う刑事施設にはLB指標の受刑者を収容する施設がないことから、審理対象者の犯罪傾向等が仮釈放審理や判断に影響を与えたことも考えられる。

注8 別添資料2の各表における在所期間は、仮釈放が許された場合だけでなく、仮釈放が許されなかった場合や仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどして審理が終結した場合も対象としているため、当該審理終結の時点に基づいて在所期間を算定している。

このため、実際に刑事施設を出た時点における在所期間を記載した別添資料1（表1-1）の「①（無期刑新仮釈放者）の平均受刑在所期間」とは数値が異なる。

注9 表1-1、表2-4

注10 平成10年以降の10年間に仮釈放を許された無期刑受刑者74人のうち、在所期間が20年以上の者は64人（86.5%）であり、在所期間が30年以上の者も5人（6.8%）を数える（表2-5）。

注11 平成19年末時点で刑事施設に在所している無期刑受刑者のうち、在所期間が30年以上40年未満の者は57人、40年以上50年未満の者は13人、50年以上60年未満の者は5人となっている（表1-2）。

注12 この10年間で仮釈放を許された無期刑受刑者は、再度の仮釈放となる者を含めて延べ104人、新規仮釈放者に限ると合計79人であるのに対し、在所中に死亡した無期刑受刑者は合計120人を数える（表1

－ 1)。

注13 保護観察となった者は、健全な生活態度を保持すること、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること、転居又は7日以上の旅をする際、事前に保護観察所の長の許可を受けることなど、保護観察を受ける者全員に課される一般遵守事項のほか、特定の処遇プログラムを受けることなど、その者の問題性に応じて定められた特別遵守事項を守らなければならない（更生保護法第50条、51条）。

注14 無期刑の仮釈放が取り消された状況について述べると、平成10年から平成19年までの間に、無期刑の仮釈放を取り消された者は合計60人であり、そのうち、無断転居等の遵守事項違反による者が48人、再犯が確定したことによる者が12人であって、後者のうち、殺人、強盗等の重大事犯が確定したことによる者は3人であった。

注15 弊害防止のため配慮すべき事項としては、例えば以下の点が考えられる。

- ・ 無期刑には、無期懲役と無期禁錮があるところ、無期禁錮については、法定刑として定める罪種が限定されており、その執行や仮釈放審理に関する情報を公表した場合、当該受刑者個人が特定されるおそれがあるので、無期禁錮刑受刑者に関する情報については、公表の対象から除外することが相当である。
- ・ 被害者及びその遺族が仮釈放等に関し意見を述べた事実の有無や意見の内容については、これが明らかとなった場合、受刑者ないしその関係者等から報復を受けるおそれを感じた被害者等が意見表明を忌避することが懸念され、その結果、被害者等の権利利益が害され、適正な仮釈放審理にも支障を生ずるおそれがあることから、公表の対象とするのは相当ではない。

注16 なお、無期刑の執行開始後一定期間が経過した者について、地方委員会が自ら審理を開始してその審理結果を公表するものとした場合、当該取扱いの開始当初の段階で、既に当該期間を経過した者が相当数に上ることが考えられるので、かかる者に対しては、数年程度の経過期間を設け、その期間内に当該取扱いを行うことが相当である。

注17 更生保護法第37条第1項

注18 更生保護法第38条第1項

注19 例えば、委員面接を行おうとした場合に、無期刑受刑者が面接に応じない場合や、被害者等が、事件について思い出したくない等の理由により、あらかじめ地方委員会等からの接触を拒絶する旨の意思が表明されている場合などが考えられる。

注20 例えば、本文第3の2の(2)において触れたとおり、各地方委員会ごとに仮釈放審理やその結果について一定の差異があることから、全国の案件を統一的に審理する地方委員会を設置すべきではないかとの見解もあり得るところであるが、他方において、注7において同様に触れたとおり、各地方委員会管内にある刑事施設の性質、つまりは、仮釈放審理の対象となる無期刑受刑者の犯罪傾向等に応じて判断がなされているとの見方も可能であり、今後そのような組織を設置することの必要性、有効性、効率性等も含め、更に慎重な分析・検討が必要と思われる。

表1-1 無期刑受刑者の推移

	年末在所 無期刑者数 (人)	無期刑 新受刑者数 (人)	無期刑 仮釈放者数 (人)	無期刑 新仮釈放者 数※…① (人)	①の 平均受刑 在所期間	死亡した 無期刑 受刑者数 (人)
平成10年	968	46	18	15	20年 10月	6
平成11年	1,002	45	11	9	21年 4月	9
平成12年	1,047	60	12	7	21年 2月	9
平成13年	1,097	69	15	13	22年 8月	12
平成14年	1,152	75	8	6	23年 5月	18
平成15年	1,242	114	16	14	23年 4月	11
平成16年	1,352	119	4	1	25年 10月	15
平成17年	1,467	134	13	10	27年 2月	12
平成18年	1,596	136	4	3	25年 1月	15
平成19年	1,670	89	3	1	31年 10月	13
合計	-	887	104	79	-	120

※無期刑新規仮釈放者とは、無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放許可になった者を除いたものである。

表1-2 無期刑受刑者・在所期間(平成19年末)

平成19年末在所期間(年)		受刑者数	比率	平均年齢(歳)
10年未満	0-10	947	56.7%	47.9
10年未満小計		947	56.7%	47.9
10年以上	10-20	352	21.1%	57.3
	20-30	296	17.7%	60.3
	30-40	57	3.4%	65.9
	40-50	13	0.8%	71.8
	50-60	5	0.3%	74.7
10年以上小計		723	43.3%	59.6
総計		1,670	100.0%	52.9

表1-3 無期刑受刑者の年齢構成(平成19年末)

平成19年末年齢	受刑者数	比率
20歳代	101	6.0%
30歳代	248	14.9%
40歳代	338	20.2%
50歳代	419	25.1%
60歳代	380	22.8%
70歳代	160	9.6%
80歳代	24	1.4%
総計	1,670	100.0%

表2-1 無期刑受刑者に係る仮釈放審理状況(平成10年～平成19年)

	判断年	判断結果	判断時 年 齢	判 断 時 在 所 期 間	主な罪名		被害者数	うち 死亡者数
1	平成10年	許可しない	50歳代	23年10月	強盗致死傷	放火	2人	1人
2	平成10年	許可しない	60歳代	33年 2月	強盗致死傷		1人	1人
3	平成10年	許可	60歳代	37年 0月	強盗致死傷		1人	1人
4	平成10年	許可	50歳代	20年11月	強盗致死傷		1人	1人
5	平成10年	許可しない	50歳代	19年11月	強盗致死傷		1人	1人
6	平成10年	許可しない	50歳代	22年 6月	殺人	放火	5人以上	2人以上
7	平成10年	許可	40歳代	19年 8月	強盗致死傷	その他	2人	1人
8	平成10年	許可	60歳代	19年 2月	強盗致死傷	その他	2人	1人
9	平成10年	許可	50歳代	20年 3月	強盗致死傷	その他	3人	1人
10	平成10年	許可	50歳代	20年 4月	強盗致死傷	その他	4人	2人以上
11	平成10年	許可	40歳代	19年 9月	殺人		3人	2人以上
12	平成10年	許可しない	50歳代	18年 0月	強盗致死傷		2人	1人
13	平成10年	許可しない	50歳代	26年 1月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	1人	1人
14	平成10年	許可しない	40歳代	18年 6月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
15	平成10年	許可	60歳代	21年10月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	3人	1人
16	平成10年	許可	40歳代	20年10月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	3人	1人
17	平成10年	許可しない	40歳代	19年11月	強盗致死傷	その他	2人	2人
18	平成10年	許可しない	50歳代	20年 4月	強盗致死傷	殺人	1人	1人
19	平成10年	許可	40歳代	22年11月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
20	平成10年	許可しない	40歳代	23年 5月	強盗致死傷		2人	1人
21	平成10年	許可	40歳代	20年11月	強盗致死傷	その他	4人	1人
22	平成10年	許可	60歳代	20年 8月	強盗致死傷	その他	1人	1人
23	平成10年	許可	50歳代	18年 7月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
24	平成10年	許可しない	40歳代	18年10月	強盗致死傷		4人	2人以上
25	平成10年	許可しない	40歳代	23年 5月	殺人	強姦・同致死傷	5人以上	2人以上
26	平成10年	許可しない	50歳代	18年10月	強盗致死傷	その他	3人	1人
27	平成10年	許可しない	50歳代	18年11月	殺人	強姦・同致死傷	3人	1人
28	平成10年	許可しない	40歳代	20年 8月	殺人	強姦・同致死傷	3人	1人
29	平成10年	許可	50歳代	25年 5月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
30	平成11年	許可	70歳代	28年11月	殺人	その他	1人	1人
31	平成11年	許可しない	50歳代	20年 7月	強盗致死傷	その他	1人	1人
32	平成11年	許可	50歳代	20年 3月	強盗致死傷		1人	1人
33	平成11年	許可	70歳代	23年 9月	殺人	放火	5人以上	2人以上
34	平成11年	許可しない	50歳代	31年 7月	殺人		1人	1人
35	平成11年	許可	50歳代	18年 6月	強盗致死傷		2人	1人
36	平成11年	許可	40歳代	19年 1月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
37	平成11年	許可	60歳代	19年 5月	殺人	その他	5人以上	2人以上
38	平成11年	許可	50歳代	20年 1月	強盗致死傷	その他	4人	1人
39	平成11年	許可しない	50歳代	20年 3月	強盗致死傷	放火	5人以上	1人
40	平成11年	許可	40歳代	21年 1月	殺人	その他	5人以上	2人以上
41	平成12年	許可	50歳代	26年 2月	強盗致死傷	放火	2人	1人
42	平成12年	許可	50歳代	20年 4月	殺人		2人	2人
43	平成12年	許可しない	50歳代	11年11月	強盗致死傷	その他	1人	1人
44	平成12年	許可しない	50歳代	31年 3月	殺人	その他	4人	1人
45	平成12年	許可しない	40歳代	20年 1月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	2人	1人
46	平成12年	その他	50歳代	23年10月	強盗致死傷		1人	1人
47	平成12年	許可	50歳代	24年 5月	強盗致死傷	その他	1人	1人
48	平成12年	許可	50歳代	21年 1月	強盗致死傷		1人	1人

表2-1 無期刑受刑者に係る仮釈放審理状況(平成10年～平成19年)

	判断年	判断結果	判断時 年 齢	判断時 在所期間	主な罪名		被害者数	うち 死亡者数
49	平成12年	許可しない	50歳代	25年 2月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
50	平成12年	許可	50歳代	20年 2月	強盗致死傷		1人	1人
51	平成12年	許可	40歳代	21年 1月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	5人以上	1人
52	平成13年	許可しない	60歳代	24年 2月	殺人	その他	1人	1人
53	平成13年	許可	50歳代	13年 1月	強盗致死傷	その他	1人	1人
54	平成13年	許可	70歳代	21年 8月	強盗致死傷	その他	5人以上	2人以上
55	平成13年	許可	60歳代	25年 6月	殺人	放火	5人以上	2人以上
56	平成13年	許可しない	50歳代	21年 7月	強盗致死傷		1人	1人
57	平成13年	許可	40歳代	22年 1月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	3人	1人
58	平成13年	許可	50歳代	30年10月	強盗致死傷	その他	4人	1人
59	平成13年	許可しない	60歳代	21年 8月	強盗致死傷	その他	4人	1人
60	平成13年	その他	50歳代	25年 6月	強盗致死傷	その他	4人	1人
61	平成13年	許可	60歳代	28年 9月	強盗致死傷	その他	2人	2人
62	平成13年	許可	50歳代	20年11月	殺人		1人	1人
63	平成13年	許可	40歳代	20年 4月	強盗致死傷		1人	1人
64	平成13年	許可	40歳代	26年 4月	強盗致死傷		2人	1人
65	平成13年	許可	60歳代	21年 3月	強盗致死傷	その他	2人	1人
66	平成13年	許可	50歳代	23年 6月	強盗致死傷	殺人	1人	1人
67	平成13年	許可	50歳代	27年 1月	強盗致死傷		4人	1人
68	平成13年	許可	60歳代	26年 9月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
69	平成13年	その他	60歳代	32年 2月	殺人	強姦・同致死傷	4人	2人以上
70	平成13年	許可	50歳代	20年 7月	強盗致死傷		5人以上	1人
71	平成14年	許可	40歳代	22年 1月	強盗致死傷	その他	1人	1人
72	平成14年	その他	60歳代	37年 0月	強盗致死傷		1人	1人
73	平成14年	許可しない	50歳代	20年 5月	殺人	その他	4人	2人以上
74	平成14年	許可しない	50歳代	23年10月	殺人	その他	2人	2人
75	平成14年	許可	50歳代	27年 0月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
76	平成14年	許可	60歳代	23年 8月	殺人		2人	2人
77	平成14年	許可	60歳代	17年 3月	強盗致死傷	放火	2人	1人
78	平成15年	許可	50歳代	21年10月	強盗致死傷		1人	1人
79	平成15年	許可	40歳代	26年 0月	強盗致死傷		1人	1人
80	平成15年	許可	50歳代	22年11月	強盗致死傷		1人	1人
81	平成15年	許可	60歳代	29年 0月	強盗致死傷	その他	2人	1人
82	平成15年	許可	60歳代	22年10月	強盗致死傷	その他	4人	1人
83	平成15年	許可	60歳代	21年 7月	殺人	その他	4人	2人以上
84	平成15年	許可しない	70歳代	18年 6月	強盗致死傷		1人	1人
85	平成15年	許可	70歳代	21年 1月	強盗致死傷	放火	3人	1人
86	平成15年	許可	60歳代	22年10月	強盗致死傷	その他	1人	1人
87	平成15年	許可	60歳代	22年11月	強盗致死傷		1人	1人
88	平成15年	許可	50歳代	25年 3月	強盗致死傷	その他	2人	1人
89	平成15年	許可	50歳代	20年 2月	殺人	その他	3人	2人以上
90	平成15年	許可	40歳代	22年 3月	強盗致死傷		1人	1人
91	平成15年	許可	60歳代	22年 5月	強盗致死傷		1人	1人
92	平成16年	許可	50歳代	25年10月	強盗致死傷	その他	1人	1人
93	平成16年	許可	60歳代	39年 3月	強盗致死傷		1人	1人
94	平成16年	許可	60歳代	25年 1月	強盗致死傷	その他	2人	1人
95	平成16年	許可しない	60歳代	22年 7月	強盗致死傷	その他	3人	2人以上
96	平成16年	許可	50歳代	24年 4月	強盗致死傷		1人	1人

表2-1 無期刑受刑者に係る仮釈放審理状況(平成10年～平成19年)

	判断年	判断結果	判断時 年 齢	判 断 時 在 所 期 間	主な罪名		被害者数	うち 死亡者数
97	平成16年	許可しない	40歳代	21年10月	強盗致死傷		1人	1人
98	平成16年	許可	70歳代	19年11月	強盗致死傷		1人	1人
99	平成16年	許可	40歳代	27年 2月	強盗致死傷		2人	1人
100	平成16年	許可	50歳代	27年 2月	殺人	その他	5人以上	2人以上
101	平成16年	許可	60歳代	26年 8月	殺人	その他	5人以上	2人以上
102	平成16年	許可しない	60歳代	27年 0月	強盗致死傷	その他	1人	1人
103	平成17年	その他	60歳代	27年 3月	強盗致死傷	その他	2人	1人
104	平成17年	許可	40歳代	21年10月	強盗致死傷		1人	1人
105	平成17年	許可	60歳代	20年 7月	強盗致死傷		1人	1人
106	平成17年	許可	70歳代	37年 9月	殺人		2人	2人
107	平成18年	許可しない	60歳代	27年 1月	強盗致死傷	その他	2人	2人
108	平成18年	許可	50歳代	31年 8月	強盗致死傷		1人	1人
109	平成18年	許可	50歳代	24年11月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
110	平成18年	許可	50歳代	24年10月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	5人以上	2人以上
111	平成18年	許可	60歳代	24年 9月	強盗致死傷		1人	1人
112	平成18年	許可しない	50歳代	26年 7月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
113	平成18年	許可しない	60歳代	21年 1月	殺人	放火	5人以上	2人以上
114	平成19年	許可しない	70歳代	25年 4月	強盗致死傷	その他	3人	1人

【備考】

- ・ 本資料には、仮釈放を取り消されて再度収容されている無期刑受刑者は含まれない。
- ・ 本資料には、審理及び決定に関する記録の保存期間が経過したため、記録が廃棄されたものは含まれない。
- ・ 「判断結果」欄の「許可」には、仮釈放を許す旨の決定を受けた後、釈放されるまでの間に、規律違反をするなどして当該決定が取り消され、実際には釈放されなかった場合も含まれている。
- ・ 「判断結果」欄の「その他」とは、仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡したり、規律違反をして申請が取り下げられるなどにより、仮釈放の許否の判断なしに仮釈放審理を終了した場合である。
- ・ 年齢及び期間の計算に当たっては、1か月を30日、1年又は1歳を365日として計算している。
- ・ 「主な罪名」欄には、無期刑受刑者が行った犯罪行為のうち、「強盗致死傷」、「強盗強姦・同致死」、「殺人」、「放火」、「強姦・同致死傷」、「その他」の中から主要なもの2つを挙げており、各未遂罪を含む。なお、同一人が同一罪名を複数回犯した場合は1回分のみ記載した。

表2-2 委員会別審理手続の状況

判断庁	件数	審理月数(平均)	審理月数(最長)	委員面接回数(平均)	委員面接回数(最大)	複数委員面接実施件数	被害者感情調査	検察官意見照会
北海道	2	7.7	12.7	2.0	3	1	2	2
東北	13	11.0	25.6	1.7	3	3	11	12
関東	30	9.0	18.9	1.2	2	0	25	28
中部	8	5.3	8.8	1.5	3	1	7	8
近畿	9	5.1	10.5	1.0	1	0	8	8
中国	38	7.7	11.9	1.2	3	0	35	24
四国	7	6.6	19.4	1.7	3	0	6	6
九州	7	5.9	8.9	1.1	2	0	7	7
総計	114	7.9	25.6	1.3	3	5	101	95

表2-3 委員会別・許否件数・平均在所期間

判断庁	許可			許可しない			その他			全体の件数	全体の比率	全体の平均在所期間(年)
	件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)			
北海道	1	50.0%	26.2	1	50.0%	23.9	0	0.0%	-	2	100.0%	25.1
東北	7	53.8%	28.0	5	38.5%	25.0	1	7.7%	37.0	13	100.0%	27.5
関東	21	70.0%	23.1	8	26.7%	23.0	1	3.3%	27.2	30	100.0%	23.2
中部	2	25.0%	26.7	4	50.0%	22.8	2	25.0%	24.7	8	100.0%	24.2
近畿	5	55.6%	21.6	4	44.4%	20.3	0	0.0%	-	9	100.0%	21.0
中国	27	71.1%	21.7	11	28.9%	21.5	0	0.0%	-	38	100.0%	21.6
四国	6	85.7%	26.2	0	0.0%	-	1	14.3%	32.2	7	100.0%	27.1
九州	5	71.4%	24.7	2	28.6%	24.1	0	0.0%	-	7	100.0%	24.6
総計	74	64.9%	23.5	35	30.7%	22.6	5	4.4%	29.2	114	100.0%	23.4

表2-4 審理年別・許否件数・平均在所期間

審理年	許可			許可しない			その他			全体の件数	全体の比率	全体の平均在所期間(年)
	件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)			
平成10年	14	48.3%	22.0	15	51.7%	21.8	0	0.0%	-	29	100.0%	21.9
平成11年	8	72.7%	21.4	3	27.3%	24.1	0	0.0%	-	11	100.0%	22.1
平成12年	6	54.5%	22.2	4	36.4%	22.2	1	9.1%	23.9	11	100.0%	22.3
平成13年	14	73.7%	23.5	3	15.8%	22.5	2	10.5%	28.9	19	100.0%	23.9
平成14年	4	57.1%	22.5	2	28.6%	22.2	1	14.3%	37.0	7	100.0%	24.5
平成15年	13	92.9%	23.2	1	7.1%	18.6	0	0.0%	-	14	100.0%	22.8
平成16年	8	72.7%	26.9	3	27.3%	23.8	0	0.0%	-	11	100.0%	26.1
平成17年	3	75.0%	26.8	0	0.0%	-	1	25.0%	27.2	4	100.0%	26.9
平成18年	4	57.1%	26.6	3	42.9%	24.9	0	0.0%	-	7	100.0%	25.9
平成19年	0	0.0%	-	1	100.0%	25.3	0	0.0%	-	1	100.0%	25.3
総計	74	64.9%	23.5	35	30.7%	22.6	5	4.4%	29.2	114	100.0%	23.4

表2-5 在所期間と仮釈放許否件数

在所期間 (年)	許可		許可しない		その他		全体の 件数	全体の 比率
	件数	比率	件数	比率	件数	比率		
10-15	1	1.4%	1	2.9%	0	0.0%	2	1.8%
15-20	9	12.2%	8	22.9%	0	0.0%	17	14.9%
20-25	42	56.8%	17	48.6%	1	20.0%	60	52.6%
25-30	17	23.0%	6	17.1%	2	40.0%	25	21.9%
30-35	2	2.7%	3	8.6%	1	20.0%	6	5.3%
35-40	3	4.1%	0	0.0%	1	20.0%	4	3.5%
総計	74	100.0%	35	100.0%	5	100.0%	114	100.0%

表2-6 審理歴と許否件数・平均在所期間

審理歴	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均在所 期間(年)
	件数	比率	平均在所 期間(年)	件数	比率	平均在所 期間(年)	件数	比率	平均在所 期間(年)			
初	46	58.2%	22.9	30	38.0%	21.9	3	3.8%	25.5	79	100.0%	22.6
2	18	85.7%	23.5	3	14.3%	24.1	0	0.0%	-	21	100.0%	23.6
3	5	83.3%	26.8	1	16.7%	26.1	0	0.0%	-	6	100.0%	26.7
4	3	75.0%	21.2	0	0.0%	-	1	25.0%	32.2	4	100.0%	23.9
5	1	50.0%	22.9	1	50.0%	33.2	0	0.0%	-	2	100.0%	28.1
6	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	37.0	1	100.0%	37.0
7	1	100.0%	39.3	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	39.3
総計	74	64.9%	23.5	35	30.7%	22.6	5	4.4%	29.2	114	100.0%	23.4